

よくある質問

Q1 不登校ですが、給食を停止していません。どうしたらよいですか？

A1 配食を停止していなければ、給付金の対象にはなりません。学校へ配食停止を申し出ていただいたうえで「生駒市学校給食配食停止申出書兼学校給食非喫食者対応給付金申請書」に学校長の承認を得てください。学校長の承認後、学校から学校給食センターまで提出されます。

Q2 5月11日から6月19日まで配食を停止しました。給付金の対象となりますか。

A2 月の初日から末日まで一日も給食を配食していない月が対象となりますので、5月、6月ともに給付金の対象月となりません。

Q3 月に何日かは登校していますが、配食の停止はしていません。給付対象となりますか。

A3 月の初日から末日まで一日も給食を配食していない月がないと給付対象とはなりません。

Q4 月の途中で転入しましたが、給付金の対象になりますか。

A4 月の初日から末日まで一日も給食を配食していない月が給付対象となりますので、転入月は対象となりません。翌月分以降については、「生駒市学校給食配食停止申出書兼学校給食非喫食者対応給付金申請書」を提出していただいたうえで、内容を審査し、給付金の交付の可否を決定させていただきます。

Q5 1学期は配食を停止しましたが、2学期から再開しました。1学期分の申請書は提出済です。2学期以降で新たに配食停止を希望する場合の申請はどうなりますか？

A5 1学期分のみしか申請を受領していませんので、再度「生駒市学校給食配食停止申出書兼学校給食非喫食者対応給付金申請書」を提出してください。

Q6 不登校で、昨年度同様、今年度も給食の停止を申し出ていますが、給付金を受給するための手続きはどうなりますか。

A6 給付金支給の案内が大変遅くなり、申し訳ありません。令和8年度に限り、4月分に遡って「生駒市学校給食配食停止申出書兼学校給食非喫食者対応給付金申請書」を提出していただいたら、給付金の支給対象とさせていただきます。